愛媛県地域医療構想 ~ 2025年、県民安心の愛媛医療へ ~



1. 愛媛県地域医療構想とは

- この構想は、地域保健医療計画ととともに医療計画を構成するもので、
 - (1) 一体の区域として、地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を「構想区域」と設定したうえで、
 - (2) 国が定める推計方法を用い、それぞれの構想区域において、機能区分(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)別の2025年の医療需要、さらには2025年の必要病床数を明らかにするとともに、
 - (3) 2025 年の必要病床数(推計値)等を踏まえ、必要な医療提供体制の確保を進めるための、病床の機能分化・ 連携、在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成に係る施策を示し、

医療関係者の主体的な取組み等につなげていくことをめざしています。

・また、目標年次(2025 年)における医療提供体制の確保に向け、各構想区域に協議の場として設けた「調整会議」、全県的な視点での司令塔となる「推進戦略会議」において、毎年の病床機能報告制度の結果などを元に、地域医療構想のPDCAサイクルを効果的に機能させていくこととしています。

構想区域 第6次愛媛県地域保健医療計画で定める 二次医療圏域と同じ区域



		構想区域人口(人)		
構想区域	構成市町名	2010 年総人口	2025 年総人口	
		(同年75歳以上人口)	(同年75歳以上人口)	
宇摩	四国中央市	90, 187	79, 432	
丁 净	西國十八市	(12, 522)	(16, 166)	
新居浜·西条	新居浜市、西条市	233, 826	211, 721	
新店浜:四条 利店供印、四条印		(33, 547)	(43, 523)	
今 治	今治市、上島町	174, 180	146, 927	
7 /0	→ 1日川、 丁□□1	(26, 222)	(34, 197)	
松山	松山市、伊予市、東温市、	652, 485	610, 640	
та ш	久万高原町、松前町、砥部町	(76, 429)	(112, 126)	
八幡浜·大洲	八幡浜市、大洲市、西予市、	156, 534	123, 084	
八甲二共一八州	内子町、伊方町	(30, 635)	(32, 095)	
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、	124, 281	97, 647	
一 州岛	愛南町	(22, 937)	(25, 575)	

2025年の医療需要算出方法

構想区域の2025年の医療需要

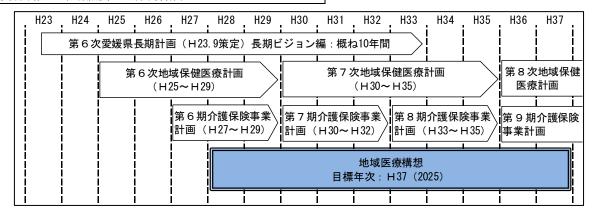
= [当該構想区域の2013年度の性・年齢階級別の入院受療率 × 当該構想区域の2025年の性・年齢階級別推計人口]を 総和したもの

2025年の必要病床数算出方法

必要病床数 = 医療需要 ÷ 病床稼働率

医療機能	医療資源投入量	病床稼働率
高度急性期	3000 点~	75%
急性期	600~2999 点	78%
回復期	175~ 599 点	90%
慢性期、在宅医療 等	~ 174点	92%

(注) 必要病床数は、全国一律に、一定の仮定を元に算出した推計値であり、稼働病床に変更を強いるものではありません



2. 各構想区域の医療需要、必要病床数(推計値)

構想区域	医療需要 (単位:人/日)		必要病床数 (単位:床)						
件: (1)	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	在宅等	高度急性期	急性期	回復期	慢性期
宇摩	38	247	265	200	933	51	317	294	217
新居浜・西条	147	644	609	596	3, 425	196	826	677	648
今治	89	532	637	396	2, 263	119	682	708	430
松山	586	1, 556	1,860	1,689	11, 986	781	1, 995	2,067	1,836
八幡浜・大洲	44	379	624	408	2, 680	59	486	693	443
宇和島	90	326	409	281	1,862	120	418	454	305

⁽参考) 高度急性期機能は医療機関所在地を元に、急性期・回復期・慢性期機能は患者住所地を元に医療需要を算出

3. 2024 年 7 月 1 日現在の病床機能報告制度の報告状況(休棟、無回答を除く)

排相区 标	現 状 (単位:床)				
構想区域	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	
宇摩	18	382	146	258	
新居浜・西条	50	1, 416	433	742	
今治	26	1, 122	262	560	
松山	1,036	3, 458	1,510	1, 989	
八幡浜・大洲	0	818	352	376	
宇和島	30	782	297	414	



2025年7月1日時点の予定 (単位:床)					
高度急性期	急性期	回復期	慢性期		
18	382	127	272		
50	1, 346	451	672		
26	1, 134	231	441		
1,032	3, 491	1,622	1,939		
0	724	352	459		
70	742	329	414		

4. 愛媛らしい医療提供体制の姿(イメージ)

愛媛県の テーマ

県民安心の愛媛医療

◇バランスのとれた医療提供体制の実現 ◇住み慣れた地域で生活できる基盤づくり ◇医療従事者の確保・養成

実現に向けた基本的な 考え方

【地域完結】

- ・地域に必要な医療は地域で守る・鬼者によっては、身近な医療へ
- ・患者にとっては、身近な医療へ のアクセスの向上

<u>バランス</u> の確保

【広域連携】

- ・高度かつ専門的な医療の提供
- ・多様化する患者の医療需要への対応

取組方針

- ○各地域における現場起点の議論 = 各圏域地域医療ビジョン調整会議
- ○**全県的視点**による議論・コーディネート = 愛媛地域医療ビジョン推進戦略会議
- ○各医療機関の**自主的な取組み** ○医療機関**相互の連携・協力** ○県の取組み

背景•課題

- ▽人口減少社会の到来
- ▽**高齢化の進展**(2025年には団塊の世代が後期高齢者(75歳以上)となる)
- ▽地域によっては既に高齢者人口が減少傾向にあり、高齢者人口の増加には大きな

 地域差
- ▽高齢者のみの世帯が増えるなど**世帯構成比率の変化**

5. 将来あるべき医療提供体制を実現するために

♦♦♦ 全県 ♦♦♦

- ・構想区域ごとに病床の機能の分化・連携を推進するとともに、広域救急連携など、本県の特性を踏まえた全県的な 連携の一層の促進を図り、バランスのとれた医療提供体制を実現します。
- ・可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる環境を整備します。
- ・県民の誰もが適切な医療を受診でき、安心して住み慣れた地域で生活できるよう、医療従事者を確保・養成します。

施策体系

事業区分	効果 (目的)	目的達成のための手段(施策)
I 病床の機能	不足する医療機能を、構想区 域内に創出するための機能分 化等の推進	・病床機能の転換に必要な施設・設備の整備 ・不足する医療機能に特化した、専門医療人材の確保 等
分化及び連携の推進	不足する医療機能を、構想区域内外で相互補完するための 連携体制の構築	・ICTを活用した地域ネットワーク基盤の整備 ・医科歯科連携による入院患者の口腔健康管理等 等
	入院患者の在宅医療への円滑 な移行の促進	・コーディネーターの育成確保、入院患者への相談体制の整備 ・多職種の関係機関における連携体制の整備 等
Ⅱ 在宅医療の 充実	在宅医療を支える医療環境等の充実	・在宅医療を支える医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の確保 ・医療機関における急変時受入体制の整備 ・地域包括ケアシステムの構築 等
	在宅療養者及びその家族等への支援	・在宅医療に係る情報提供、相談体制の整備 ・看取りができる体制の整備 等
	地域ニーズに応える医療人材 の確保 (離職防止、定着支援を 含む)	・奨学金制度等を通じた医療人材の養成確保 ・医療人材養成機関の施設・設備の整備や運営の支援 ・医療勤務環境改善支援センターの設置運営 等
Ⅲ 医療従事者 の確保・養成	医療人材に係るQOLの向上	・スキルアップ支援、キャリア形成支援につながる教育研修機会の提供 ・患者を適切な受療行動に導くための情報提供 等
	医療人材の偏在是正	・県内医療従事者不足状況の把握・救急医療機関等への診療支援、運営支援 等

♦◇◆ 新居浜·西条構想区域 ♦◇◆

- ・新居浜・西条構想区域では、地域住民の誰もが適切な医療を受け、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で治し支える「地域完結型医療」を目指します。
- ・安全・安心で質が高く効率的な医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することにより、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進します。

	2014年7月1日現在	2024年7月1日現在	2024 年こおける 2025 年見込病未数	2025年必要病床数
高度急性期	10床	50床	50床	196床
急性期	1,821床	1,416床	1,346床	826床
回復期	146床	433床	451床	677床
慢性期	947床	742床	672床	648床
〔病棟ごとに主たる機能を医療機関が自主的に報告したもの〕			在宅等	3,425人/日

※2025 年における医療需要を基にした必要病床数と毎年度実施される病床機能報告制度の結果を比較することにより、各地域で不足すると見込まれる機能を補いながら、各地域の実情に即した医療提供体制を整備します。

施策の方向

県は、調整会議等を開催し、関係者間の情報共有を図り円滑な連携体制の構築を進めるとともに、各医療機関の自主的な取組みを踏まえ、地域の病床機能の分化と連携の状況に応じ、各医療機関が地域で求められる役割を果たすために必要な取組みについて、協議します。

各医療機関、関係団体、県及び市は、連携してそれぞれの役割に応じて下記の施策に取り組み、または支援することとします。

I 病床の機能の分化及び連携の推進

- ・各医療機関は、病床の機能の分化及び連携を促進するため、病床機能の転換等に必要な施設・設備を整備するとともに、地域内で必要なときに適切な医療を適切な場所で受けることができる医療提供体制の構築に取り組みます。
- ・医師会をはじめとする各種団体や各医療機関は、医療機 関等の円滑な連携を図るため、情報通信技術(ICT)を活 用した地域ネットワークの構築に取り組みます。
- ・入院患者の口腔健康管理(口腔機能管理、口腔衛生管理及び口腔ケアを含む。)及び周術期の口腔機能管理を実施するため、在宅歯科医療連携室から歯科医師及び歯科衛生士を派遣できる体制を構築します。

Ⅱ 在宅医療の充実

- ・県、市、医療・介護関係団体等は、地域包括ケアシステムの 構築に向けた在宅医療等の地域課題を解決するため、関 係者(多職種)による「在宅医療・介護推進協議会(仮称)」 を設置します。
- ・各医療機関や関係団体は、在宅医療・介護連携のための相 談員(コーディネーター)の育成や情報通信技術(ICT)に よる医療介護情報の共有等に取り組みます。
- ・地域住民が居宅等において安心して医療を受けることができるよう、各医療機関や関係団体は、在宅医療等に必要な人材の確保や機器等の整備を進めるとともに、多職種の連携体制を構築します。

- ・各医療機関は、入院患者の在宅医療等への移行や急変した在宅医療等の患者の受入れがスムーズにできるよう、施設・設備や相談等の体制を整備するとともに、関係機関との連携体制を構築します。
- ・県や市、関係団体は、地域住民が安心して居宅等において医療が受けられるよう、各種制度や支援体制などを周知するとともに、相談体制を整備します。
- ・関係団体は、在宅療養者、施設入所者等の口腔健康管理を推進するため、関係医療機関との連携や受診相談等を行う「在宅歯科医療連携室」の充実を図ります。
- ・訪問看護、かかりつけ薬局への転換を通じた訪問服薬 指導の充実など、在宅医療を支える体制の構築に努 めます。
- ・在宅医療を担う医師(認知症サポート医、総合診療医等)、歯科医師、薬剤師、看護師等の確保・養成に努めます。
- ・多職種協働による在宅医療提供体制の整備を図るため、在宅医療・介護連携に関する会議や多職種連携の ための研修を開催します。

Ⅲ 医療従事者の確保・養成

- ・県は、医療従事者の過重な勤務による離職を防止する ため、チーム医療の推進、医療機関の勤務環境の改 善及び医療従事者等の確保の支援に努めます。
- ・県や市、関係団体が一体となって医師等不足する医療 従事者の確保に努めます。
- ・県と市は、特に疲弊の激しい救急医療を維持・確保するため、かかりつけ医を持つことを推奨するとともに、救急医療の適正受診について普及啓発を行います。
- ・県や市、関係団体は、地域住民が適正受診に向かうよう、地域の医療提供体制に関する情報の適切な公表や普及啓発に取り組みます。
- ・県や関係団体は、医療従事者の質の向上や地域定着 を促進するため、連携して各種研修会やセミナー等 の開催など学習環境の整備に取り組み、人材の確保・ 育成に努めます。

6. 地域医療構想の実現に向けた取組方針

- ・地域医療構想の実現に向けては、各医療機関自らが積極的に各種施策に取り組んでいくことが重要です。
- ・また、各構想区域に設置した調整会議を中心に、将来の病床の必要量や将来あるべき姿を実現について、関係者間で協議・連携を図る必要があります。
- ・知事は、地域医療の実情を把握し、医療審議会や推進戦略会議、調整会議の円滑な運営等により、適切に対応します。
- ・なお、地域医療構想を実現するための施策においては、地域医療介護総合確保基金を活用することとしており、当該基金を活用した事業が位置付けられる県計画は、地域医療構想の目標等と連動しつつ、地域医療構想を含む医療計画と県計画の方向性は一致することとなります。

(1) 各医療機関における自主的な取組み

- ・各医療機関は、自らが行う医療やその体制について、将来目指す姿を検討する必要があります。
- ・病床機能報告制度等の情報を活用し、各医療機関自身の地域における役割や病床機能の相対的な位置付けを客観的に把握した上で、それに応じた必要な体制の構築など自主的な取組を進めることとなります。

(2) 調整会議を活用した医療機関相互の取組み

・調整会議では、関係者が積極的に連携を図りつつ、将来の必要病床数を達成するための方策やその他の地域医療 構想の達成を推進するために必要な協議を行います。

【想定される内容】

- ①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ②病床機能報告制度による情報等の共有
- ③地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関する協議
- ④その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議
- ・各医療機関の自主的な取組みを踏まえ、調整会議における医療機関相互の協議により、各地域の病床機能の分化 と連携に応じた各医療機関の位置付けを確認するとともに、地域で求められる役割に必要な取組みについて協議 することとなります。

(3)県の取組み

- ・各構想区域の構想に掲げた施策について、各保健所が、地域の関係者と連携し、主体的に取り組みます。
- ・関係者が円滑に連携できる体制を構築するとともに、住民に対して各種情報を公表します。
- ・医療審議会や調整会議等を適切に運営し、各種施策の推進や関係機関の支援に努めます。
- ・医療法に規定されている地域医療構想に係る県知事の権限については、医療審議会等の意見を聞きつつ、地域の 実情に配慮しながら適切に検討・対応します。

(4) PDCAサイクル

- ・地域医療構想の実現に向けては、各種施策の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて施策の見直しを図るなど、 PDCAサイクルを効果的に機能させることが必要です。
- ・関係者が参画する各構想区域の調整会議等を定期的に開催し、各種データを有効に活用しながら、現状分析や課題把握、進捗管理を適切に行います。
- ・調整会議等の議論では、毎年度実施される病床機能報告制度の報告結果も活用し、状況把握に努めます。
- ・調整会議等の議論の結果や病床機能報告制度の報告結果等は、ホームページ等により積極的に住民に対して広報 し、医療提供体制に対する理解や適切な受療行動の促進を図ります。